

令和 5 年小田原市議会 5 月臨時会議案

(報告第 4 号～報告第 7 号)

令和 5 年 5 月 1 8 日提出

目 次

報告第 4 号 専決処分の報告について.....	1
報告第 5 号 専決処分の報告について.....	2
報告第 6 号 専決処分の報告について.....	3
報告第 7 号 専決処分の報告について.....	4

報告第 4 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 5 月 18 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 5 年 2 月 25 日 |
| 2 | 損害賠償額 | 54,399 円 |
| 3 | 相手方 | 市内在住者 |
| 4 | 事故の概要 | 令和 4 年 11 月 9 日午後 3 時 30 分頃、健康づくり課職員の運転する公用車が市内扇町一丁目地内の訪問先の駐車場から出庫しようとしたところ、相手方所有の敷地境界のブロックに接触し、これを破損させた。 |

報告第 5 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 5 月 18 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 5 年 3 月 31 日 |
| 2 | 損害賠償額 | 213,378 円 |
| 3 | 相手方 | 市内在住者 |
| 4 | 事故の概要 | 令和 5 年 2 月 13 日午後 8 時頃、相手方車両が市内久野 4370 番 1 付近の星山農道を走行していたところ、路面の穴状の損傷箇所に落輪し、右前後輪のホイール及びタイヤを破損した。 |

報告第 6 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 5 月 18 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 5 年 4 月 25 日 |
| 2 | 損害賠償額 | 103,245 円 |
| 3 | 相手方 | 市外在住者 |
| 4 | 事故の概要 | 令和 4 年 11 月 5 日午前 11 時 5 分頃、相手方車両が石垣山一夜城駐車場において前進で駐車しようとしたところ、車止めを固定するねじが飛び出していたためこれに接触し、車両下部を破損した。 |

報告第 7 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 5 月 18 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 5 年 3 月 20 日 |
| 2 | 損 害 賠 償 額 | 43,758 円 |
| 3 | 相 手 方 | 市内在住者 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 令和 5 年 1 月 16 日午後 6 時 40 分頃、相手方車両が市内成田 1042 番付近の市道 4616 を走行していたところ、路面の穴状の損傷箇所に落輪し、左後輪のタイヤを破損した。 |